

村上市 財政健全化集中取組期間

行 動 計 画

障害福祉サービスや介護保険事業などの法定化された義務的経費が増加傾向である一方、市税や普通交付税などの一般財源が減少傾向にある中、近年の原油価格高騰や電気料金の高騰、人件費や委託料が上昇傾向であることなど、今後ますます厳しさが増すことが予想されます。

加えて、令和4年8月3日からの大雨災害にかかる災害復旧事業の借入金の返済が令和8年度から本格的に始まることから、令和6年度から8年度までの3年間を「財政健全化集中取組期間」と位置づけ、徹底的に歳入・歳出の見直しに取り組んでいくこととします。

■ 計画期間 令和6年度から令和8年度までの3年間

■ 財政健全化の目標

中長期的に見て、一定の財政調整基金を確保しつつ、単年度の収入と支出のバランスを確保する。※「行政改革大綱2022」抜粋（P7）

■ 成果指標

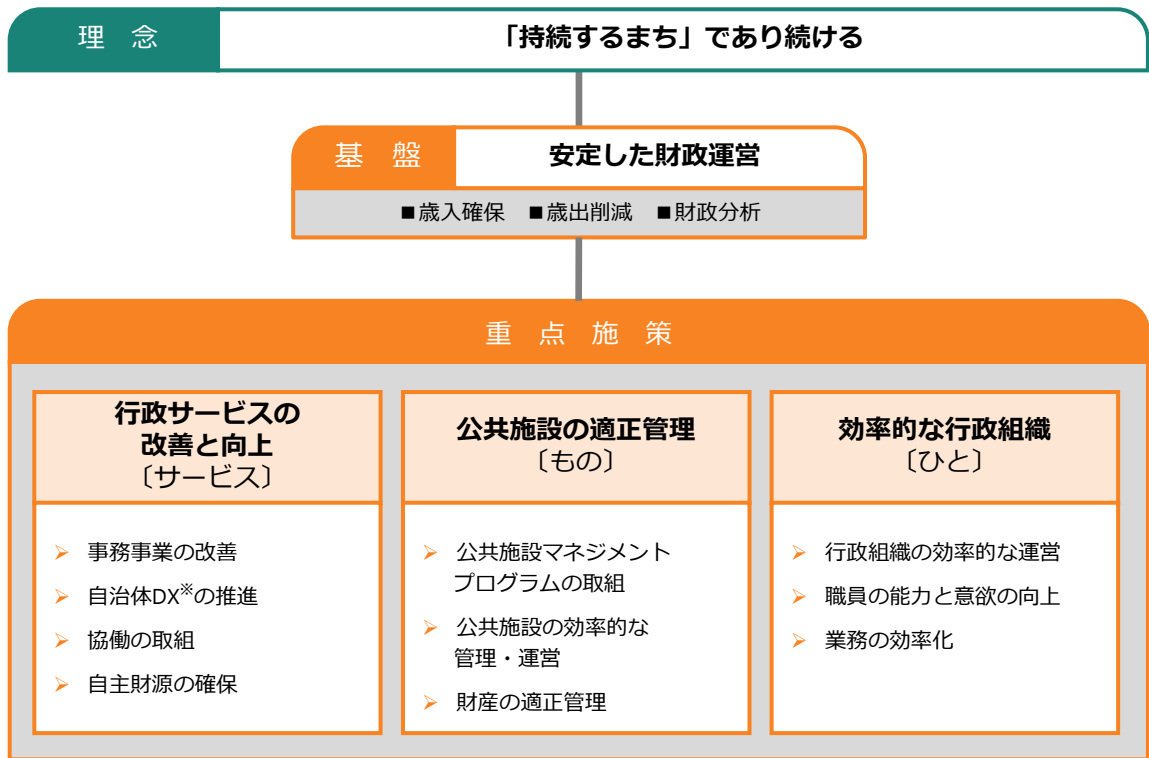
① 実質単年度収支の均衡を図る。 (計画期間の各年度決算)	収入と支出のバランスがとれた財政運営をすることとします。
② 財政調整基金を22億円確保する。 (令和8年度末時点) ※令和9年度予算計上額を除く。	翌年度の当初予算に計上した額を除いた財政調整基金を、令和8年度末までに、標準財政規模の1割に当たる22億円まで回復させることとします。
③ 減債基金を12億円確保する。 (令和8年度末時点) ※令和9年度予算計上額を除く。	令和8年度に本格的に始まる大雨災害の借入金の返済に充てる減債基金を、令和8年度末までに12億円確保します。

■ 取組成果を検証

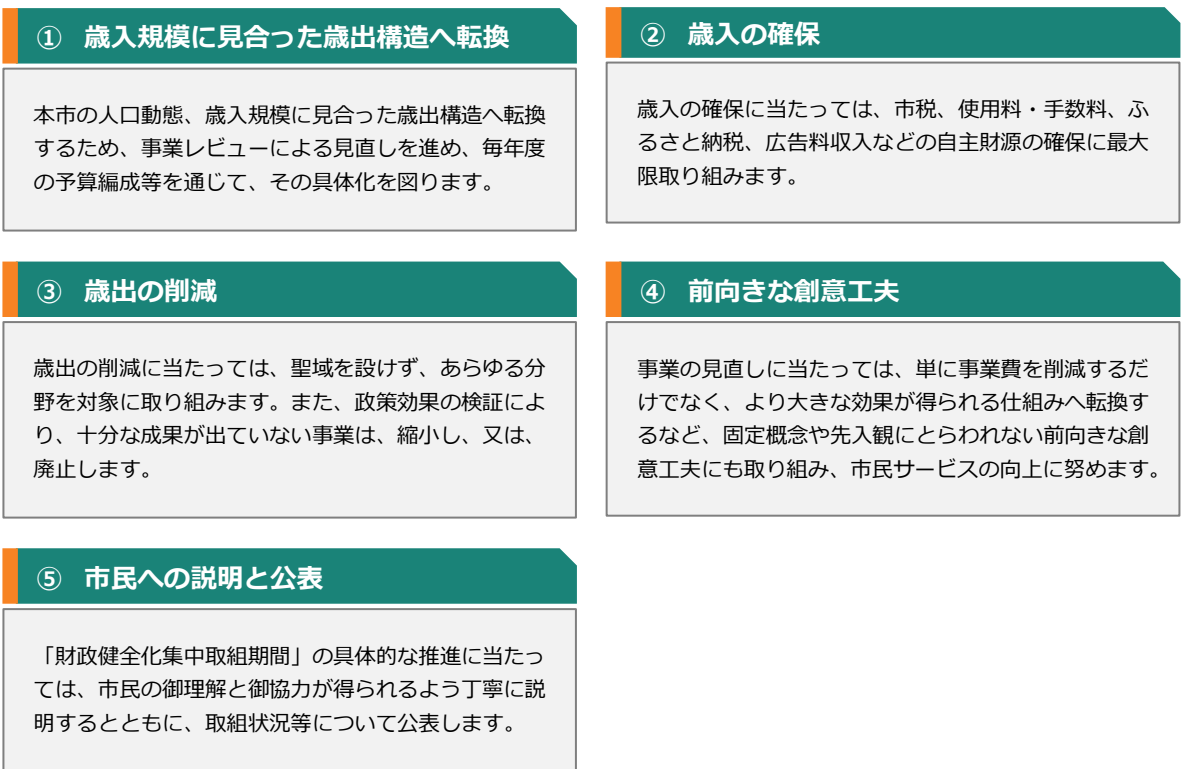
財政健全化集中取組期間における歳入・歳出の見直し成果は、分野ごとに数値で可視化し、公表します。

■ 取組の基本的な考え方

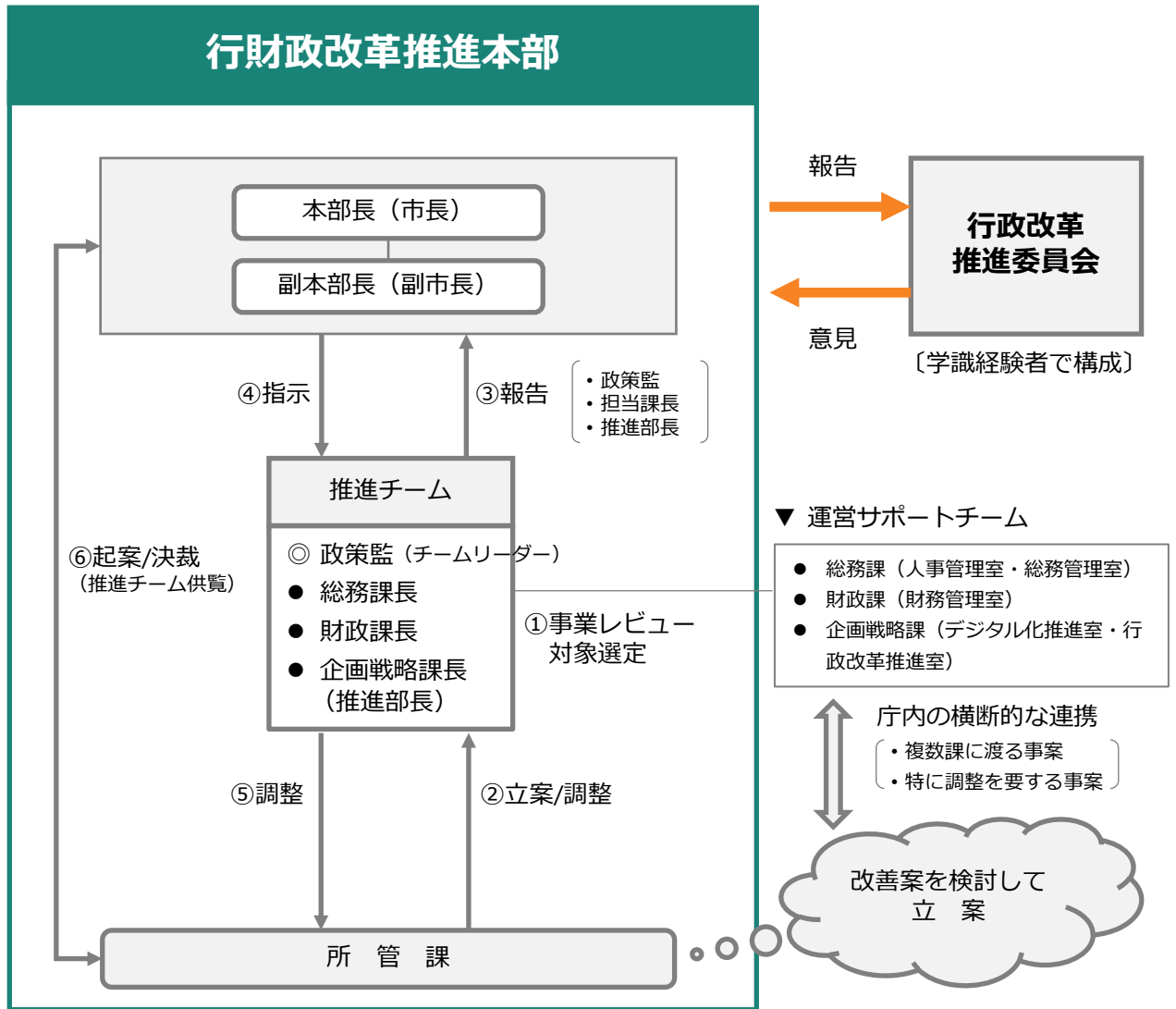
※「行政改革大綱2022」抜粋（P7）



■ 財政健全化集中取組期間における取組方針



■ 財政健全化の推進体制



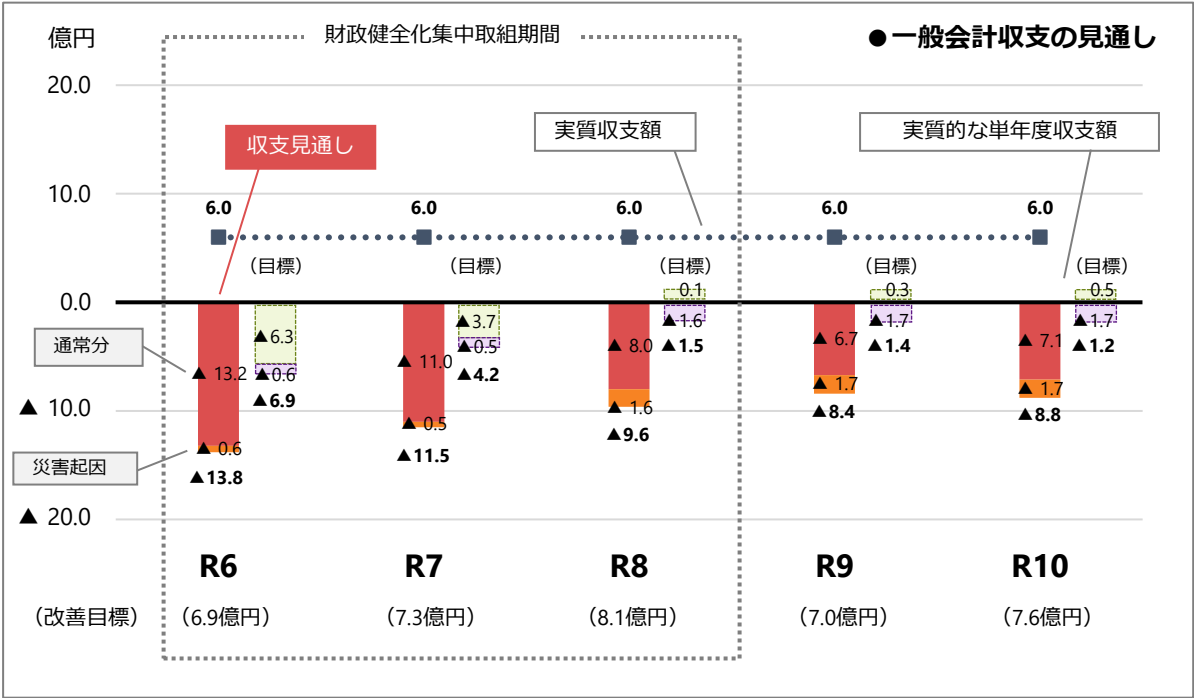
■ 推進チームの役割

- ・ 財政健全化の取組方針及び取組内容に関する事項
- ・ 事務事業見直しのため必要な庁内調整に関する事項
- ・ その他財政健全化の取組を推進するため必要な事項

■ 健全化の取組を推進する流れ

① 事業レビュー対象選定	・ 行政改革大綱2022における重点施策である「①行政サービスの改善と向上」、「②公共施設の適正管理」、「③効率的な行政組織」、「④歳入の確保」の分類により事業レビュー対象を選定する。
② 立案/調整	・ 所管課が改善案を立案し、推進チームと調整する。 ・ 事案に応じて、事前に所管課の担当者と運営サポートチームとの横断的な連携による調整を行う。
③ 報告	・ 本部長及び副本部長へ政策監と所管課長、推進部長で、改善策の立案内容を報告する。
④ 指示	・ 立案内容に対して本部長及び副本部長から、必要な指示を受ける。
⑤ 調整	・ 本部長又は副本部長からの指示を受けて、立案内容を調整する。
⑥ 起案/決裁	・ 所管課の起案による決裁を受けて、施策の方針を確定させる。

年度収支の見通し



基金残高の見通し

